

各位

大和アセットマネジメント株式会社

## 上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF TOPIX（年1回決算型）	(1305)
iFreeETF 日経225（年1回決算型）	(1320)
iFreeETF 東証REIT指数	(1488)
iFreeETF TOPIX Ex-Financials	(1585)
iFreeETF JPX日経400	(1599)
iFreeETF TOPIX高配当40指数	(1651)
iFreeETF 東証REIT Core指数	(2528)
iFreeETF 日経225（年4回決算型）	(2624)
iFreeETF TOPIX（年4回決算型）	(2625)

#### 2. 変更内容および変更理由

運用成果をより適切に情報開示するため、ベンチマークを、以下のとおり配当を含まない指数から配当を含む指数に変更します。

なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

銘柄コード	ファンド名	変更前 ベンチマーク	変更後 ベンチマーク
1305	iFreeETF TOPIX（年1回決算型）	東証株価指数	TOPIX（配当込み）
1320	iFreeETF 日経225（年1回決算型）	日経平均株価	日経平均トータルリターン・インデックス
1488	iFreeETF 東証REIT指数	東証REIT指数	東証REIT指数（配当込み）
1585	iFreeETF TOPIX Ex-Financials	TOPIX Ex-Financials	TOPIX Ex-Financials（配当込み）
1599	iFreeETF JPX日経400	JPX日経インデックス400	JPX日経インデックス400（配当込み）
1651	iFreeETF TOPIX高配当40指数	TOPIX高配当40指数	TOPIX高配当40指数（配当込み）
2528	iFreeETF 東証REIT Core指数	東証REIT Core指数	東証REIT Core指数（配当込み）
2624	iFreeETF 日経225（年4回決算型）	日経平均株価	日経平均トータルリターン・インデックス
2625	iFreeETF TOPIX（年4回決算型）	東証株価指数	TOPIX（配当込み）

3. 日程

2023年10月3日まで 金融庁へ届出

2023年10月4日 変更日

4. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

iFreeETF TOPIX (年1回決算型)

変更後	現 行
<p>(受益権の取得申込) 第14条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>TOPIX (配当込み)</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑪ (略)</p> <p>⑫ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号から第3号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>TOPIX (配当込み)</u> 構成銘柄の配当落日および権利落日</li> <li>2. <u>TOPIX (配当込み)</u> 構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内</li> <li>3. (略)</li> <li>4. (略)</li> </ol> <p>⑬～⑭ (略)</p> <p>(運用の基本方針) 第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>TOPIX (配当込み)</u>の変動率に一致させることを目的として、<u>TOPIX (配当込み)</u>に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。</p> <p>② <u>TOPIX (配当込み)</u>を構成する全銘柄の株式の時価総額構成比率の95%以上を構成する銘柄の株式を組入れることを原則とします。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬) 第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>TOPIX (配当込み)</u>の</p>	<p>(受益権の取得申込) 第14条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>東証株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑪ (略)</p> <p>⑫ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号から第3号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>東証株価指数</u>構成銘柄の配当落日および権利落日</li> <li>2. <u>東証株価指数</u>構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内</li> <li>3. (略)</li> <li>4. (略)</li> </ol> <p>⑬～⑭ (略)</p> <p>(運用の基本方針) 第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>東証株価指数</u>の変動率に一致させることを目的として、<u>東証株価指数</u>に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。</p> <p>② <u>東証株価指数</u>を構成する全銘柄の株式の時価総額構成比率の95%以上を構成する銘柄の株式を組入れることを原則とします。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬) 第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>東証株価指数</u>の商標(これ</p>

<p>商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。（以下略）</p> <p>（交換の請求） 第44条（略） ②～④（略） ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>TOPIX（配当込み）</u>構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内</li> <li>2.（略）</li> <li>3.（略）</li> </ol> <p>⑥～⑩（略）</p> <p>（信託契約の解約） 第49条（略） ② 委託者は、第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは<u>TOPIX（配当込み）</u>が廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③～⑦（略）</p>	<p>に類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。（以下略）</p> <p>（交換の請求） 第44条（略） ②～④（略） ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>東証株価指数</u>構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内</li> <li>2.（略）</li> <li>3.（略）</li> </ol> <p>⑥～⑩（略）</p> <p>（信託契約の解約） 第49条（略） ② 委託者は、第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは<u>東証株価指数</u>が廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③～⑦（略）</p>
---	--

iFreeETF 日経225（年1回決算型）

変 更 後	現 行
<p>（受益権の取得申込） 第14条（略） ② 受益権の取得申込者は、<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。（以下略）</p> <p>③～⑩（略） ⑪ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。な</p>	<p>（受益権の取得申込） 第14条（略） ② 受益権の取得申込者は、<u>日経平均株価</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。（以下略）</p> <p>③～⑩（略） ⑪ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。な</p>

お、第1号から第3号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。

1. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の配当落日および権利落日
2. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
3. (略)
4. (略)

⑬～⑭ (略)

(運用の基本方針)

第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることを目的として、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。

- ② 日経平均トータルリターン・インデックスを構成する全銘柄の株式を組入れることを原則とします。

③～⑦ (略)

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および日経平均トータルリターン・インデックスの商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。(以下略)

(交換の請求)

第44条 (略)

②～④ (略)

- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。

1. 日経平均トータルリターン・インデックス

お、第1号から第3号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。

1. 日経平均株価構成銘柄の配当落日および権利落日
2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
3. (略)
4. (略)

⑬～⑭ (略)

(運用の基本方針)

第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均株価の変動率に一致させることを目的として、日経平均株価に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。

- ② 日経平均株価を構成する全銘柄の株式を組入れることを原則とします。

③～⑦ (略)

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および日経平均株価の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。(以下略)

(交換の請求)

第44条 (略)

②～④ (略)

- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。

1. 日経平均株価構成銘柄の変更および

<p>クス構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>② 委託者は、第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは日経平均トータルリターン・インデックスが廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③～⑦ (略)</p>	<p>増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>② 委託者は、第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは日経平均株価が廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③～⑦ (略)</p>
---	--

iFreeETF 東証REIT指数

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2016年10月21日の「東証REIT指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、「東証REIT指数(配当込み)」(以下「対象指数」といいます。)を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑫ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2016年10月21日の「東証REIT指数」(以下「対象指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑫ (略)</p>

iFreeETF TOPIX Ex-Financials

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2013年9月18日の「TOPIX Ex-Financials」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、「<u>TOPIX Ex-Financials (配当込み)</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略) ③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2013年9月18日の「TOPIX Ex-Financials」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略) ③～⑭ (略)</p>

iFreeETF JPX日経400

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2014年3月25日の「JPX日経インデックス400」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、「<u>JPX日経インデックス400 (配当込み)</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2014年3月25日の「JPX日経インデックス400」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p>

<p>ます。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>③～⑭ (略)</p>
--------------------------------	----------------

iFreeETF TOPIX高配当40指数

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「TOPIX高配当40指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、「<u>TOPIX高配当40指数(配当込み)</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「TOPIX高配当40指数」(以下「<u>対象株価指数</u>」)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>

iFreeETF 東証REIT Core指数

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2019年2月6日の「東証REIT Core指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、「<u>東証REIT Core指数(配当込み)</u>」(以下「<u>対象指数</u>」)を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2019年2月6日の「東証REIT Core指数」(以下「<u>対象指数</u>」)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委</p>



<p>により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。（以下略）</p> <p>③～⑫（略）</p>	<p>託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。（以下略）</p> <p>③～⑫（略）</p>
--	---

iFreeETF 日経225（年4回決算型）

変 更 後	現 行
<p>（受益権の分割および再分割）</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「日経平均株価」の終値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>②（略）</p> <p>（受益権の取得申込）</p> <p>第13条（略）</p> <p>② 受益権の取得申込者は、「日経平均トータルリターン・インデックス」（以下「対象株価指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。（以下略）</p> <p>③～⑭（略）</p>	<p>（受益権の分割および再分割）</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「日経平均株価」（以下「対象株価指数」といいます。）の終値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>②（略）</p> <p>（受益権の取得申込）</p> <p>第13条（略）</p> <p>② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。（以下略）</p> <p>③～⑭（略）</p>

iFreeETF TOPIX（年4回決算型）

変 更 後	現 行
<p>（受益権の分割および再分割）</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「東証株価指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>②（略）</p> <p>（受益権の取得申込）</p> <p>第13条（略）</p>	<p>（受益権の分割および再分割）</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「東証株価指数」（以下「対象株価指数」といいます。）の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>②（略）</p> <p>（受益権の取得申込）</p> <p>第13条（略）</p>

<p>② 受益権の取得申込者は、「<u>TOPIX (配当込み)</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>
--	---

以上